仕　　様　　書

1　下取り車両の名称、規格等

要求課　　　　道路課

車　　種	除雪グレーダ
車　　名	コマツ
登録番号 （管理番号）	八戸００る１０５２ （Ｓ０６－０１０２）
型式・年式	Ｇ７０Ａ４Ａ・平成６年式
車体番号	Ｇ７０Ａ４Ａ－１１３９１
排気量・気筒	１１．１４Ｌ
乗車定員	２名
登録年月日	平成６年１１月１４日
車検有効期限	平成２４年１１月１３日
走行距離数	４，３８０ｋｍ
車両の所属	三八地域県民局地域整備部

2　取得車両の名称、規格等

別紙「除雪グレーダ（４．０ｍ級）仕様書（三八）」及び「除雪グレーダ（４．０ｍ級）仕様書（下北）」のとおり

仕様書No. 2

仕様書最終確認印

除雪グレーダ（４．０ｍ級）仕様書
（三八）

青森県

平成２３年度

除雪グレーダ（4．0m級）仕様書

概　要

この仕様書は、除雪グレーダ（4．0m級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成３年１０月８日付け、建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」または平成１８年３月１７日付け、国総施第２１５号「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定または届出され、２次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については青森県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

下線部仕様は付加仕様であり、入札後に価格内訳書を提出することとする。

１．性　　　能（JCMAS T005 性能試験）

（１）除雪幅　3.4 m　以上

（２）最大除雪高さ

（新雪ρ=0.08t/m3、除雪速度15km/hにおいて）　0.2 m　以上

（３）ブレード線圧　26 kN/m以上

（４）走行速度　45 km/h以上

（５）騒音レベル

（オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）　85 db(A)以下

２．主要諸元

（１）全　　　長　10,000 mm 以下

（２）全　　　幅　2,500 mm 以下

（３）全　　　高（黄色灯火上端まで）　3,800 mm 以下

（４）最低地上高　240 mm 以上

（５）車両総質量　18,000 kg 以上　21,000 kg 以下

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）　8 m 以下

（７）乗車定員　2 人

3．車　　体

（1）機　　関

形　　式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	160 kW 以上

（2）車　　軸

前　車　軸	２輪、油圧リーニング機構（リーニング角度20度以上）
後　車　軸	４輪、タンデム機構

（3）フレーム

形　　式	油圧屈折式

（4）タ　イ　ヤ

形　　式	スノータイヤ

（5）かじ取装置

型　　式	全油圧式

（6）運　転　室

構　　造	全鋼製密閉形
窓	（前上）熱線入り （前上・後）冬用ワイパーブレード付

4．除雪装置

（1）構　　成	シャッターブレード、サークル、ドローバ 油圧式ブレードチップ、　ブレード緩衝装置 ブレードスリップクラッチ
（2）作業動力装置	油圧式、操作弁式（７系統以上）

（3）能　　力

サークル回転角度	左右各 130 度 以上
ブレード昇降範囲	地下 250mm～地上 250mm 以上
ブレード横送り長さ	左右各 500 mm 以上
切削角調整装置	手動式
安全装置	ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、（シャーピンの切断等により）その力でサークルが自由に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること
切刃形式	ストレート形平形刃先（JIS D6101）又は準じる特殊切刃（側刃付）

5．計器類

（1）運行記録計（90km/m速度計、機関回転計、7日計）	1式
（2）燃料計	1式
（3）アワーメータ	1式
（4）水温計	1式
（5）充電警告灯	1式
（6）機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式

6．照明装置類

（1）前部霧灯又は前部作業灯		2灯
（2）黄色灯火（散光式）	前 全幅 500mm以上	1式
	後 全幅 1,100mm以上	1式
（3）前方作業灯		2灯以上
（4）後方作業灯		1灯以上

7．付属装置及び付属品

（1）バックブザー(後方1mにおいて、音圧80dB(A)以上)	1式
（2）カーヒータ（温水式、デフロスタ付）	1式
（3）ウィンドウォッシャー前・後（電動式）	1式
（4）標識板（「青森県除雪車」、300×570mm以上、車体後部取付）	1式
（5）標識板（「除雪作業中接近注意」、車体後部取付）	1式
（6）アンダーミラー(後)	1式
（7）タイヤチェーン	1式
（8）床マット	1式
（9）標準付属工具	1式
(10) 取扱説明書	1部
(11) 部品表	1部
(12) 履歴簿	1部

8．塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9．検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10. 保　　証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が１箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

11-5 下取り車両の取扱い

下取り車両の「建設機械番号」「建設省補助除雪機械」又は「国土交通省補助除雪機械」「青森県」の表示は消去するものとする。

なお廃棄処分する場合はこの限りでない。

仕様書No. 3

仕様書最終確認印

除雪グレーダ（4．０m級）仕様書
（下北）

青森県

平成２３年度

除雪グレーダ（４．０ｍ級）仕様書

概　要

この仕様書は、除雪グレーダ（４．０ｍ級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成３年１０月８日付け、建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」または平成１８年３月１７日付け、国総施第２１５号「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定または届出され、２次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については青森県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

下線部仕様は付加仕様であり、入札後に価格内訳書を提出することとする。

１．性　　能（JCMAS T005 性能試験）

（１）除雪幅	3.4 m　以上
（２）最大除雪高さ (新雪ρ=0.08t/m3、除雪速度15km/hにおいて)	0.2 m　以上
（３）ブレード線圧	26 kN/m以上
（４）走行速度	45 km/h以上
（５）騒音レベル （オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85 db(A)以下

２．主要諸元

（１）全　　長	10,000 mm 以下
（２）全　　幅	2,500 mm 以下
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）	3,800 mm 以下
（４）最低地上高	240 mm 以上
（５）車両総質量	18,000 kg 以上　21,000 kg 以下

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）	８　m 以下
（７）乗車定員	２　人

3．車　体

（1）機　関

形　式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	160 kW 以上

（2）車　軸

前車軸	２輪、油圧リーニング機構（リーニング角度20度以上）
後車軸	４輪、タンデム機構

（3）フレーム

形　式	油圧屈折式

（4）タイヤ

形　式	スノータイヤ

（5）かじ取装置

型　式	全油圧式

（6）運転室

構　造	全鋼製密閉形
窓	（前上）熱線入り （前上・後）冬用ワイパーブレード付

4．除雪装置

（1）構　成	バンクカット機構 シャッターブレード、サークル、ドローバ 油圧式ブレードチップ、　ブレード緩衝装置 ブレードスリップクラッチ
（2）作業動力装置	油圧式、操作弁式（７系統以上）

（3）能　力

サークル回転角度	左右各 130 度 以上
ブレード昇降範囲	地下 250mm～地上 250mm 以上
ブレード横送り長さ	左右各 500 mm 以上
切削角調整装置	手動式
安全装置	ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、（シャーピンの切断等により）その力でサークルが自由に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること
切刃形式	ストレート形平形刃先（JIS D6101）又は準じる特殊切刃（側刃付）

５．計器類

（１）運行記録計（90km/ｍ速度計、機関回転計、７日計）	１式
（２）燃料計	１式
（３）アワーメータ	１式
（４）水温計	１式
（５）充電警告灯	１式
（６）機関油圧計又は機関油圧警告灯	１式

６．照明装置類

（１）前部霧灯又は前部作業灯		２灯
（２）黄色灯火（散光式）	前 全幅　500mm以上	１式
	後 全幅 1,100mm以上	１式
（３）前方作業灯		２灯以上
（４）後方作業灯		１灯以上

７．付属装置及び付属品

（１）バックブザー(後方１ｍにおいて、音圧80dB(A)以上)	１式
（２）カーヒータ（温水式、デフロスタ付）	１式
（３）ウィンドウォッシャー前・後（電動式）	１式
（４）標識板（「青森県除雪車」、300×570mm以上、車体後部取付）	１式
（５）標識板（「除雪作業中接近注意」、車体後部取付）	１式
（６）アンダーミラー(後)	１式
（７）タイヤチェーン	１式
（８）床マット	１式
（９）標準付属工具	１式
(10) 取扱説明書	１部
(11) 部品表	１部
(12) 履歴簿	１部

８．塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準による。

９．検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10. 保　　証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が１箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。